



第Ⅳ章

林業・山村の活性化

林業については、第Ⅰ章に林業の生産性の現状と向上の取組を記述した。

本章では、これらの取組を進める上で必要となる施業の集約化や人材育成等の取組について記述するとともに、林業経営や林業事業体等の現状、林業を主たる産業とする山村の現状とその活性化に向けた取組等を記述する。

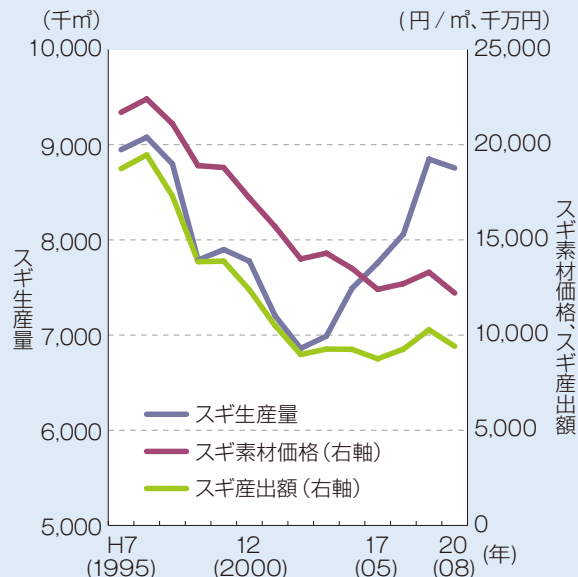
1 林業の現状と課題

(1) 林業産出額

平成20(2008)年の林業産出額は、前年に比べ、木材生産額が5.4%減少した一方で栽培きのご類の産出額が7.5%増加したことにより、34億3千万円増加して4,448億7千万円となった(図Ⅳ-1)。木材生産額の減少は、主としてスギ・ヒノキの生産量の減少と素材価格の下落を背景としてこれらの産出額が減少したことによるものである(図Ⅳ-2)。

林業産出額は、長期的には減少傾向で推移しており、平成20(2008)年にはピーク時である昭和55(1980)年の1兆1,582億円の38%となっている。この減少分は、ほぼ木材生産額の減少によるものである。昭和50(1975)年ごろには林業産出額の9割近くを占めていた木材生産額は、平成14(2002)年以降、林業産出額の5割程度まで下落して推移しており、平成20(2008)年度には48%を占めるにすぎない。

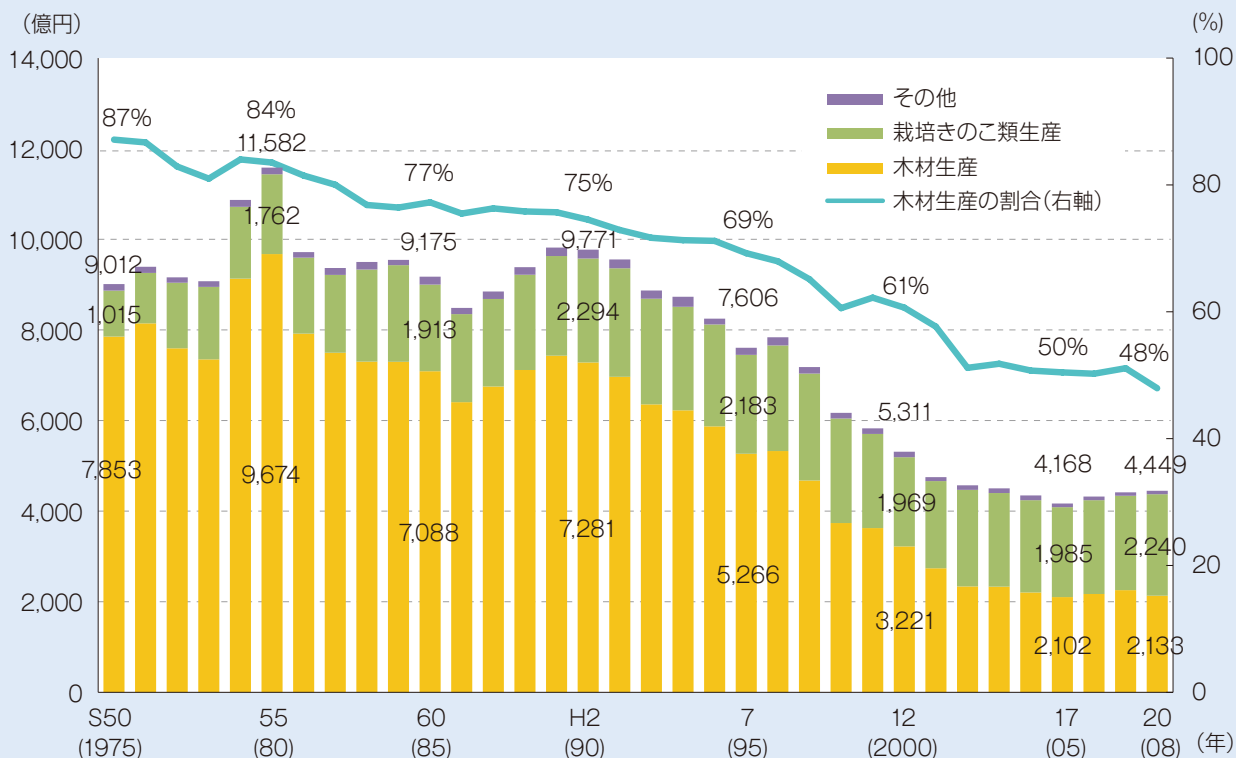
図Ⅳ-2 スギの素材生産量・素材価格・産出額の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材価格」

注：スギ素材価格は、スギ中丸太(径14～22cm、長さ3.65～4.00m)の価格。

図Ⅳ-1 林業産出額の推移



資料：農林水産省「生産林業所得統計報告書」、「平成19年林業産出額」、「平成20年林業産出額」

注：「その他」は、薪炭生産、林野副産物採取。

(2) 林業経営の動向

(林業所得)

農林水産省の調査によると、家族経営の林業経営体のうち、山林を20ha以上保有し施業を一定程度以上行っている林業経営体^{*1}1経営体当たりの林業粗収益は、平成20(2008)年度には前年度より減少して178万4千円となった。一方、施業請負わせ料金や雇用労賃など林業経営に要した費用は前年からやや増加して168万1千円となり、この結果、林業粗収益から林業経営費を差し引いた林業所得は、前年度から約19万円減少して10万3千円となった(図Ⅳ-3、表Ⅳ-1)。

林業所得の減少は、林業経営体1経営体当たりの伐採材積に変化がみられないことから、木材価格の下落に伴う木材販売収益の減少によるものと考えられる。

2005年農林業センサスによると、過去1年間に保有山林^{*2}で自ら素材生産を実施した林業経営体の数は全体の5%である1万1千経営体であり、大多数の林業経営体にとって林業生産による収入は間

断的なものとなっている。このうち、家族経営の林業経営体では、林業収入が世帯収入で最大となっているものは、家族経営の林業経営体全体のわずか1.7%にとどまっており、林業以外で生計を立てている世帯が大半となっている。

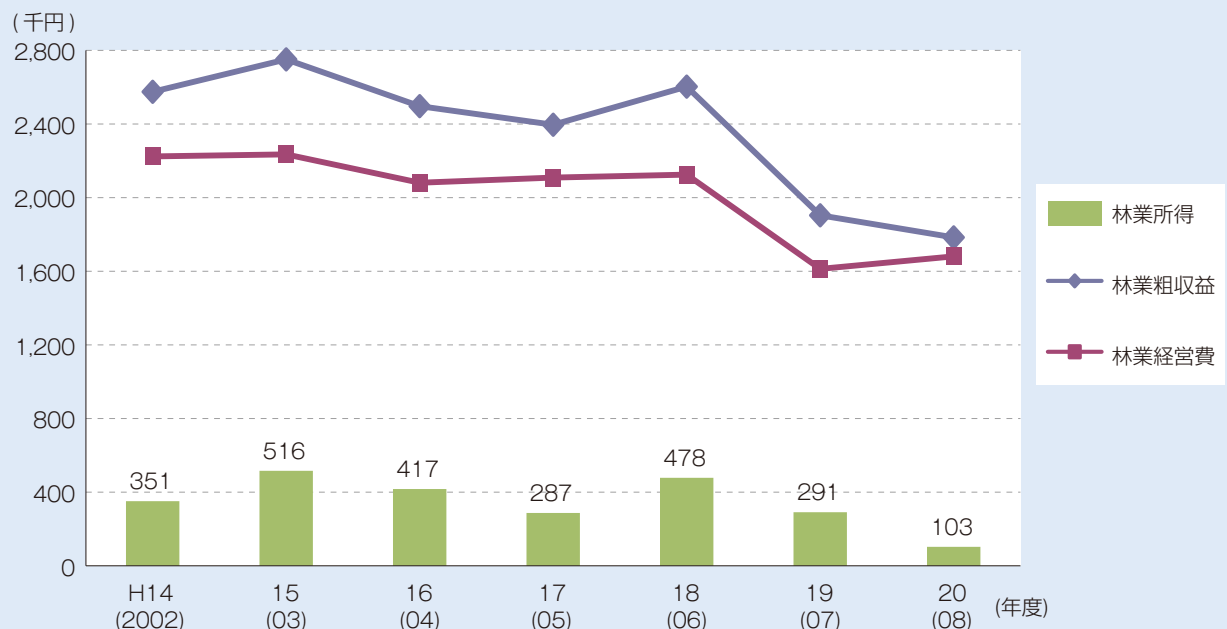
表Ⅳ-1 林業所得の内訳

(単位：千円、㎡)

	平成19 (2007) 年度	20 (2008) 年度	増 減
林業粗収益	1,904	1,784	▲120
素材生産	1,246	1,041	▲205
立木販売	275	206	▲69
その他	383	537	154
林業経営費	1,613	1,681	68
請負わせ料金	539	557	18
雇用労賃	270	300	30
原木費	125	130	5
その他	679	694	15
林業所得	291	103	▲188
伐採材積	125	125	0

資料：農林水産省「林業経営統計調査」

図Ⅳ-3 林業所得の推移



資料：農林水産省「林業経営統計調査」

注：平成20(2008)年度は家族経営の林業経営体を、平成19(2007)年度以前は林家を調査対象とした。

*1 家族経営の林業経営体のうち、保有山林面積が50ha以上で林木に係る施業(育林、伐採及び素材生産)を行っている林業経営体、又は保有山林面積が20ha以上50ha未満で過去1年間に林木に係る施業労働日数が30日以上のある林業経営体。なお、「林業経営体」については、次ページの脚注参照。

*2 次ページの脚注参照。

（林業経営の規模）

我が国の森林資源のうち、私有林は総面積の58%、人工林総蓄積の73%を占めており、林業生産活動の主要な対象となっている。

2005年農林業センサスによると、保有山林^{*3}面積が1ha以上の世帯である「林家」の数は約92万戸であり、そのうち約9割が10ha未満の保有となっている。一方で、これら林家の保有する山林面積は全体の約4割を占めるにすぎない。残りの約6割は、数では1割強しかない保有山林面積10ha以上の林家によって保有されている（図Ⅳ－4）。

また、林業経営を行う「林業経営体」^{*4}の数は約20万経営体で、そのうちの約6割が10ha未満の保有山林となっている（図Ⅳ－4）。林業経営体の95%が法人でない経営体が占め、その大半は個人経営体（家族林業経営）である（表Ⅳ－2）。

このように、我が国における森林の保有形態は、保有山林面積が小さい森林所有者が多数を占める構造となっている。

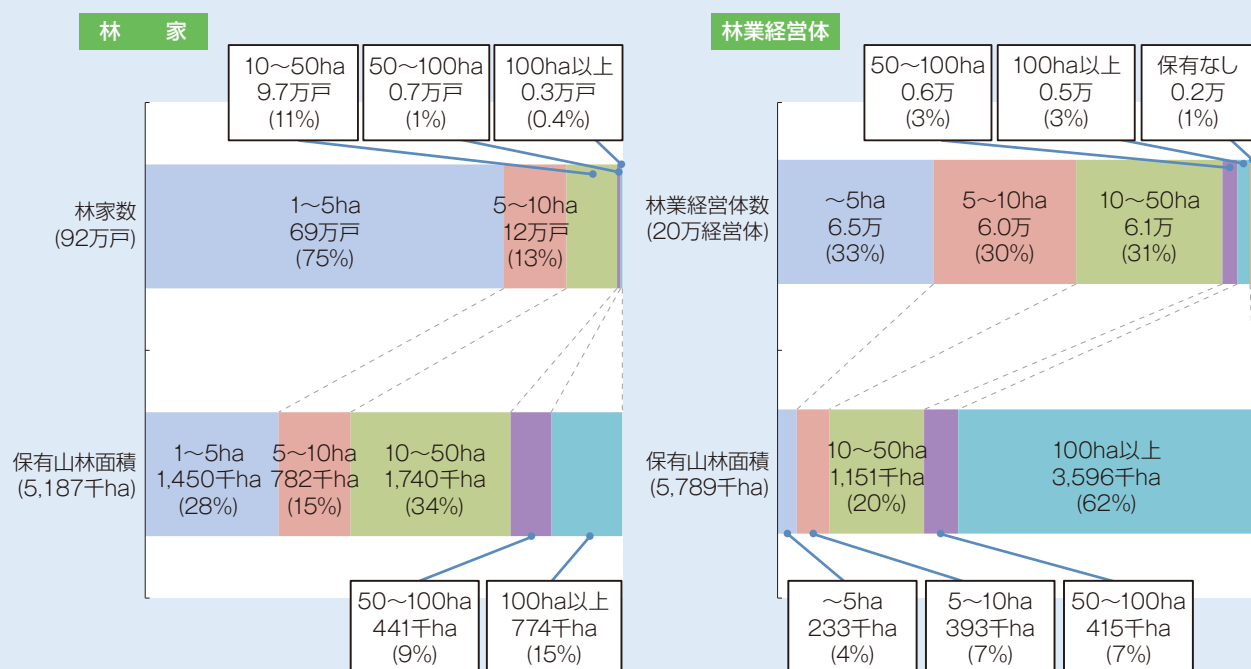
表Ⅳ－2 林家、林業経営体の組織形態別内訳

	林家	林業経営体
法人経営 (会社・森林組合等)	—	8,500 (4%)
非法人経営	—	189,466 (95%)
個人経営体	919,833	177,368 (89%)
地方公共団体・財産区	—	2,258 (1%)
合 計	919,833	200,224 (100%)

資料：農林水産省「2005年農林業センサス」

注：下段の（ ）の数値は合計に占める割合である。

図Ⅳ－4 保有山林規模別の林家、林業経営体



資料：農林水産省「2005年農林業センサス」

*3 世帯又は会社等が単独で経営できる山林のことであり、所有山林のうち他に貸し付けている山林などを除いたものに他から借りている山林などを加えたものをいう。

*4 保有山林面積が3ha以上かつ過去5年間に林業作業を行うか森林施業計画を作成している、委託を受けて育林を行っている、委託や立木購入により過去1年間に200㎡以上の素材生産を行っている、のいずれかに該当する者。

(施業の実施状況)

2005年農林業センサスによると、保有山林のある林業経営体のうち、過去5年間に保有山林において植林・下刈・間伐・主伐など何らかの林業作業を行ったものは全体の約8割であった。また、全体の半数以上が下刈や間伐を実施している一方で、主伐の実施割合はわずか5%であり、植林も14%と低位であった(図Ⅳ-5)。

これは、国や地方が一体となって地球温暖化対策として間伐を推進してきたこと、一方で、木材価格下落を受けて主伐が減少したために新たな植林も減少したことによるものと考えられる。

(林家の施業の意向)

農林水産省が平成19(2007)年に実施した林家の今後5年間の森林施業に関する意向調査結果をみると、間伐期にある山林を保有する林家のうち4人中3人に当たる78%が間伐を実施したいと答えている一方で、22%は採算が合わないなどの理由によって実施する考えはないと回答している。

また、主伐の実施の意向についても、過半数の54%が採算が合わない、将来臨時的な収入が必要になった時に備えるなどの理由によって、主伐を実施する考えはないと回答している(図Ⅳ-6、7)。

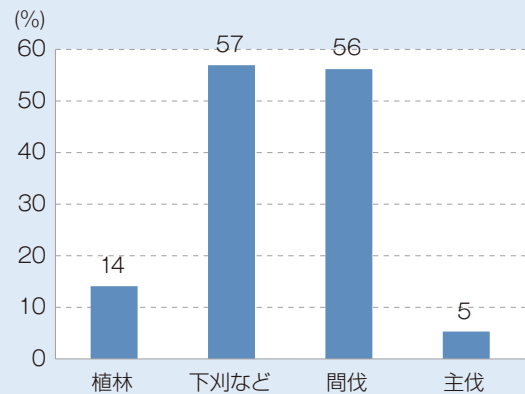
このように、経済的理由を背景として伐採、特に主伐が手控えられている現状がみられている。

(森林の相続)

近年、大規模な森林を所有する林家において相続を契機として、所有する森林が細分化する例や経営の規模が縮小する例、また、後継者が林業経営自体を放棄する例もみられている。

森林資源の循環利用のほか、地球温暖化防止など森林の公益的機能の持続的な発揮の観点からも、林業経営の継続を確保することは重要であり、今後、森林所有者の相続の実態を十分踏まえた上で、林業経営の細分化等を防止する方策について検討することが必要である。

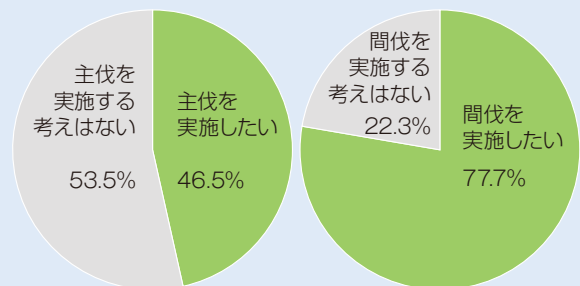
図Ⅳ-5 林業経営体の林業作業の実施割合



資料：農林水産省「2005年農林業センサス」

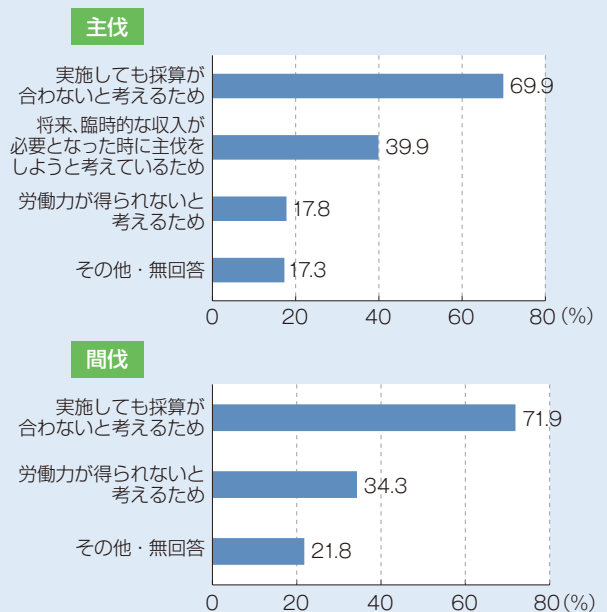
注：「下刈など」には、下刈・除伐・つる切・枝打などの保育作業を含む。

図Ⅳ-6 主伐・間伐の実施に関する意向



資料：農林水産省「林業経営体の森林施業に関する意向調査結果」(平成20(2008)年1月公表)

図Ⅳ-7 主伐・間伐を実施する考えのない理由



資料：農林水産省「林業経営体の森林施業に関する意向調査結果」(平成20(2008)年1月公表)

注：複数回答

(3) 林業事業体の動向

我が国における森林施業の主体は、林家による自家労働、森林組合、素材生産業者に大別される。このうち、森林所有者等からの委託又は立木の購入によって造林・伐採などの林内作業を行う林業事業体には、森林組合・素材生産業者などがある。

2005年農林業センサスによると、森林組合は、新植や下刈・間伐などの森林施業の受託面積の6割以上を実施するなど、我が国の森林整備の中心的な担い手である。また、素材生産業者などの会社は主伐の約6割を実施するなど、素材生産の主要な担い手である(図Ⅳ－8)。

(森林組合)

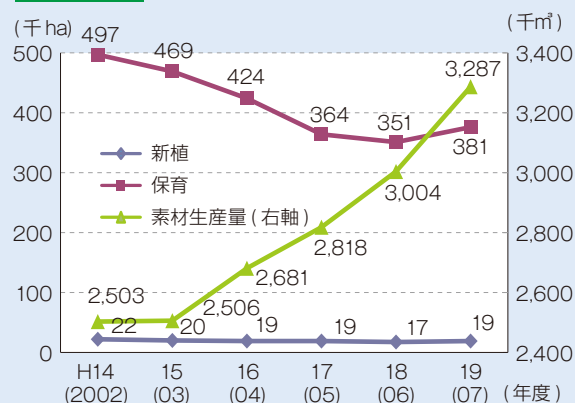
森林組合は、組合員である森林所有者に対する経営指導、森林施業の受託、林産物の生産・販売・加工等を行う、森林組合法に基づく森林所有者の協同組織である。平成19(2007)年度末現在の組合員数は159万人(法人含む)であり、組合員が所有する森林の面積は民有林(都道府県有林を除く)面積の7割を占めている。

林野庁では、森林組合の経営基盤を強化する観点から森林組合の合併を積極的に推進しており、最も多かった昭和29(1954)年度には5,289あった森林組合数は、平成19(2007)年度末には736まで減少している。

森林組合が実施する事業のうち、新植・保育面積は近年減少傾向にあるが、一方で素材生産量は増加している(図Ⅳ－9)。このうち、新植・保育については、その受託先の半数が組合員等の個人であるが、公社等や地方自治体もそれぞれ2割程度ある。素材生産量(林産事業)については、84%が組合員を含む個人(私有)となっている(図Ⅳ－10)。

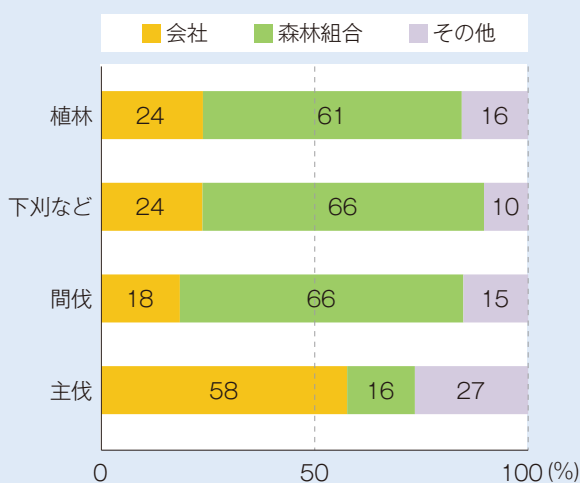
また、森林組合の雇用労働者は平成19(2007)年度末で2万7千人であり、そのうち造林作業の労働者が1万8千人、伐出作業の労働者が4千人となっている。雇用労働者数は減少傾向にあり、特に造林作業労働者は保育作業の減少に伴い5年前に比べ半減している(図Ⅳ－11)。

図Ⅳ－9 森林組合の事業量の推移



資料：林野庁「森林組合統計」

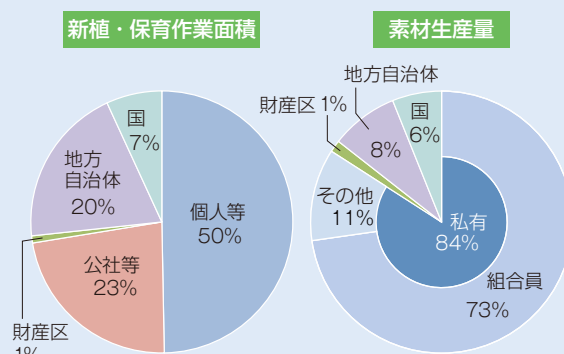
図Ⅳ－8 林業作業の受託面積割合



資料：農林水産省「2005年農林業センサス」

注：会社は、株式会社、有限会社、合名・合資会社等。
 その他は、地方公共団体、財産区、個人経営体等。

図Ⅳ－10 森林組合における新植・保育作業、素材生産量の依頼者別割合



資料：林野庁「森林組合統計」

注：平成19(2007)年の数値。公社等には、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターを含む。

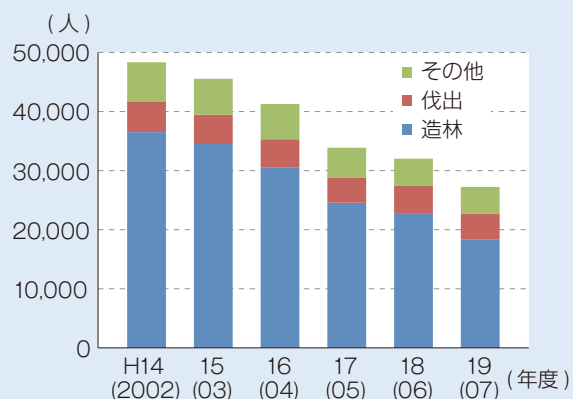
(森林組合の役割)

農林水産省が実施した「森林施業に関する意向調査」によると、林家が森林組合に期待する役割として、造林・保育等の作業の委託先とする回答が48%と最も多く、次いで林産物の販売先、森林の見回り等管理の委託先、林業経営・技術等の指導とする回答がみられている(図Ⅳ－12)。

また、同調査において、素材生産を行う林業経営体に対して森林組合に期待する役割を聞いたところ、森林組合には間伐等の実施に係る森林所有者の取りまとめや、事業連携による経営効率化、また造林・保育等の森林の育成・管理に期待が寄せられている(図Ⅳ－13)。

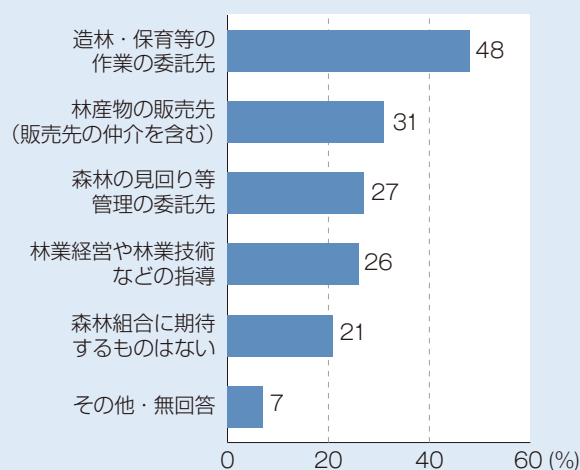
森林所有者の不在村化・高齢化等の進行により自ら施業や管理・経営を実施できる森林所有者が減少する中、森林組合は、地域の森林管理の主体としての役割を発揮するため、施業計画等の策定や施業の集約化を担うことが求められている。

図Ⅳ－11 森林組合の雇用労働者数の推移



資料：林野庁「森林組合統計」

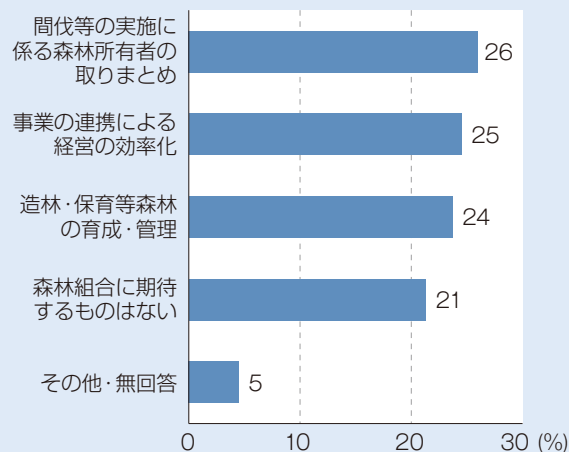
図Ⅳ－12 林家が森林組合に期待する役割



資料：農林水産省「林業経営体の森林施業に関する意向調査結果」(平成20(2008)年1月公表)

注：複数回答

図Ⅳ－13 素材生産を行う林業経営体が森林組合に期待する役割



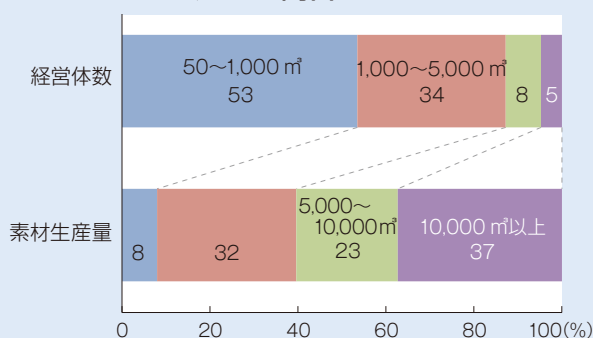
資料：農林水産省「林業経営体の森林施業に関する意向調査結果」(平成20(2008)年1月公表)

(素材生産業者)

2005年農林業センサスによると、受託もしくは立木買いにより50㎡以上の素材生産を行った林業経営体のうち、森林組合を除いたものは3,193経営体となっており、そのうち46%は個人経営体が占め、会社等の組織は33%である。

これらの経営体の事業規模についてみると、87%が年間の素材生産量が5,000㎡未満の事業規模であるなど、全体的に小規模となっている。一方で、年間素材生産量5,000㎡以上の経営体が素材生産量の60%を占めており、事業規模が大きい経営体ほど素材生産の労働生産性は高くなっている(図Ⅳ-14、15)。

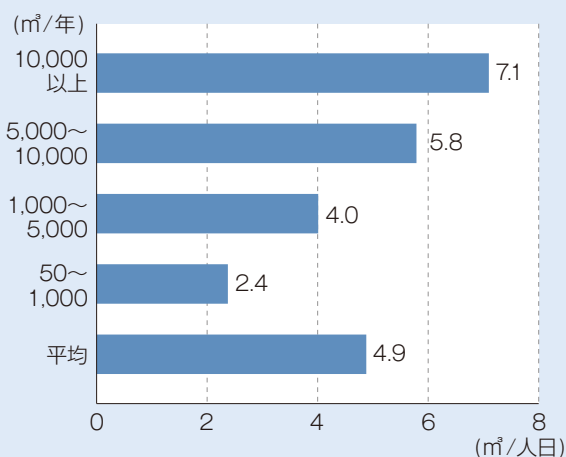
図Ⅳ-14 受託もしくは立木買いにより素材生産を行った林業経営体の規模別の経営体数と素材生産量の割合



資料：農林水産省「2005年農林業センサス」(組替集計)

注：森林組合は除く。

図Ⅳ-15 受託もしくは立木買いにより素材生産を行った林業経営体の規模別の生産性



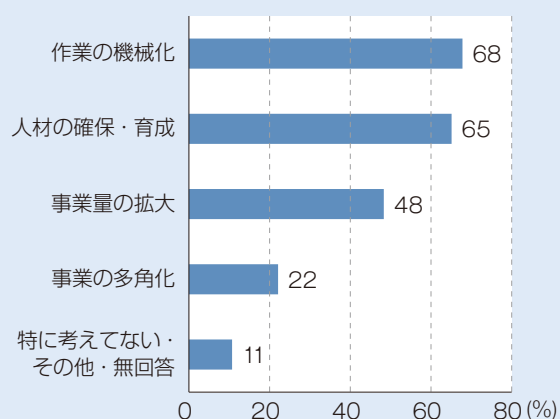
資料：農林水産省「2005年農林業センサス」(組替集計)

注：森林組合は除く。

素材生産を行う林業経営体を対象として農林水産省が実施した調査によると、安定的な経営を行うために取り組みたいと考える方策について聞いたところ、「作業の機械化」が68%と最も多く、次いで「人材の確保・育成」が65%、事業量の拡大が48%となっている(図Ⅳ-16)。

今後、我が国の人工林は育成段階から本格的な利用段階に移行することを踏まえ、各地で整備されている大規模製材工場等に対して国産材の原木を安定的に供給できる体制の整備が急務となっている。このため、素材生産業者は、路網と高性能林業機械を活用した効率的な作業システムの導入により生産性を高めるとともに、作業地区の広域化などによる事業規模の確保、さらには木材産業との連携による安定供給のための取引を実施することにより、安定的な経営を確立することが求められる。

図Ⅳ-16 安定的な経営を行うために取り組みたい方策



資料：農林水産省「林業経営体の森林施業に関する意向調査結果」(平成20(2008)年1月公表)

注：複数回答

（林業と建設業等との連携）

我が国においては、京都議定書の目標を達成するために森林吸収源対策として一層の間伐が必要な状況にあるものの、後述するように林業の担い手は減少の一途をたどっており、間伐の着実な実施にも影響することが危惧される状況にある。

一方、地域の建設業は地域経済や雇用のそれぞれ約1割を担う基幹産業であるものの、建設投資の減少、景気の悪化等により、その経営環境は厳しいものとなっており、雇用機会の創出が課題となっている。

このような中、一部の森林組合等の林業事業者が、既存の人材・機材やノウハウ等を有効活用できる建設業者と連携して路網整備や間伐等の森林整備を実施する動き（林建共働）が全国的に広がりを見せはじめている。

このような林業と建設業の連携は、地域によっては林業の担い手確保を図る上で重要であるとともに、建設業の兼業化により雇用機会を確保し得るものであり、山村地域の経済活性化につながるものである。

今後、建設業等の他業種が林業に参入する上では、森林組合等と連携しつつ、地形・地質に応じた路網開設技術や伐採・搬出等の林業作業の技術・知識等の習得、労働安全衛生の徹底を図ることや、森林所有者からの信頼確保を図ることなどが課題として挙げられる。

また、地域においては、森林組合等の林業専門の者と森林ボランティアの中間的な役割を担うNPOが自伐林家と連携し、小規模所有の森林の整備を促進する例もみられる。このような取組は、林業の担い手を拡大する上で期待されるものである。

事例Ⅳ－１ 林業と建設業の共働による森林づくり

岐阜県飛騨^{ひだ}地方では、平成20（2008）年5月、地域の森林組合・建設業者・行政等が連携して「ひだ林業・建設業森づくり協議会」が設立された。協議会を通じて、担い手が不足している林業側と林業参入を模索する建設業側がノウハウや技術・機械を相互に補完する仕組みをつくることにより、持続可能な林業経営の確立と地域の雇用の確保が図られることが期待されている。このような林建共働の体制づくりに向けて、協議会では、森林組合や建設業者等の参加を得ながら、森林・林業に関する座学研修や作業路づくり・間伐作業等の現地研修、また林業先進地の視察研修を行っている。



現地研修の様子

事例Ⅳ－２ 副業的な林業による森林整備の推進

高知県のいの町の特定非営利活動法人土佐の森・救援隊は、自伐林家など地域住民と連携して副業的な林業に取り組み、小規模所有森林の整備を推進している。同隊の活動では、会社員や退職者・農家など80名を超える会員らが、休日や農閑期といった自分の都合の良い時に、簡易な架線や林内作業車等を使用し木材を搬出している。搬出した材は、近隣の木材市場やペレット工場へ運び売却している。この売却益等を元に、同隊では、地元の商店や給油所等で地場産品等と交換できる「モリ券」という独自の地域通貨券を発行し、これを作業量に応じて参加者に配布することで、地域経済の活性化に貢献している。

また、林業の担い手のすそ野を広げるため副業的な林家を育てる養成塾を開き、ボランティアやアルバイト、農家・会社員等の副業といった様々な形で林業に携わることができる仕組みの構築に取り組んでいる。



林内作業車による用材の搬出状況



会員らによる軽トラックでの
林地残材の収集運搬